

環境まちづくり委員会 送付 8-1

令和8年4月施行予定の道路交通法改正を踏まえた千代田区内（特に靖国通り）
における自転車通行環境整備等に関する陳情

受付年月日 令和7年12月25日

陳情者 提出者 1名

陳情書

令和7年12月25日

千代田区議長 秋谷 こうき様

令和8年4月施行予定の道路交通法改正を踏まえた

千代田区内（特に靖国通り）における自転車通行環境整備等に関する陳情

陳情者：

住所：〒

連絡先：

陳情趣旨

令和8年4月より施行予定の道路交通法改正により、自転車利用者に対する通行区分の遵守が一層求められることとなります。

しかしながら、千代田区内、特に都道である靖国通りにおいては、自転車専用ゾーン（いわゆる青色表示）や安全に通行可能な自転車空間の整備が十分とは言えない状況にあります。

その結果、自転車利用者は

- 交通量の多い車道を通行せざるを得ない危険性
- 歩道通行における違反リスクの増大

という板挟みの状況に置かれており、法改正の趣旨である交通安全の向上と、実際の通行環境との間に乖離が生じることが懸念されます。

警察においても、現状では悪質・危険な行為以外は指導・警告にとどめる運用方針が示されているものの、これはインフラ整備の遅れを前提とした暫定的対応であり、根本的解決とは言えません。

つきましては、千代田区議会におかれまして、区民の安全確保の観点から、下記の事項についてご検討の上、関係機関への働きかけを行っていただきたく、ここに陳情いたします。

陳情事項

1. 令和8年4月施行予定の道路交通法改正を踏まえ、
千代田区内における自転車通行環境の現状と課題について調査・整理すること。
2. 特に都道である靖国通り（九段下・神田方面を含む）について、
東京都および警視庁に対し、
 - 自転車専用ゾーン等の視認性の高い通行空間の整備
 - 時間帯別・区間別の柔軟な交通運用
 - 当面の取締り運用に関する周知・啓発



などを求める意見書または要望書を提出すること。

3. 自転車利用者、歩行者、自動車利用者のいずれにとっても安全が確保されるよう、法改正に合わせた段階的かつ現実的な対策を講じるよう、関係機関と継続的に協議すること。

以上